販売所サービス（暗号資産売買）の重要事項説明書
（兼 契約締結前交付書面）

販売所サービスにおける取引をされるに当たっては、本説明書及び「ＧＭＯコインサービスの重要事項説明書」の内容を十分に読んでご理解ください。

また、お客様は、販売所サービスにおける取引を行う上で、本説明書のほか、当社の約款、取引ルール等に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。

本説明書の記載内容について、万一、相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

販売所サービスにおける取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において本取引を行うことが肝要です。

１．販売所サービスの内容

（１）販売所サービスは、当社が提示するレートに従って、お客様と当社との間で暗号資産の売買を行うサービスです。

（２）当社が提示する取引価格は、当社の暗号資産の取引先（カバー取引先）が提示する取引価格を基に、当社所定の計算方法により決定されます。当社は、銘柄ごとに買値（アスク）と売値（ビッド）を取引画面に同時に表示しており、買値と売値の間には差（スプレッド）があります。このスプレッドが、販売所サービスにおける実質的な手数料に相当します（取引手数料は別途無料です。）。スプレッドの水準は、相場状況等を勘案のうえ、概ね5%の範囲内において決定しますが、銘柄、相場環境、市場の流動性等に応じて変動し、相場急変時等には拡大することがあります。

なお、お客様の注文時に取引画面に表示される取引価格は参考価格です。お客様が注文ボタンを押下すると確認画面に遷移し、その時点の取引価格が一定時間固定して表示されます。当該一定時間内に注文を確定された場合は当該価格で約定し、当該一定時間を経過した場合は改めて注文操作を行っていただく必要があります。

（３）販売所サービスは、当社がお客様の取引の相手方となる店頭取引であるため、お客様の損失が当社の利益となり、又は当社の損失がお客様の利益となる関係にあり、当社とお客様との間で利益相反が生ずるおそれがあります。当社は、上記（２）のとおり、カバー取引先が提示する取引価格を基に当社所定の計算方法により取引価格を決定し、当社が定め公表する利益相反管理方針に従って適正な価格を提示するよう努めることにより、かかる利益相反の防止又は軽減を図っております。

（４）当社は、お客様との取引によって生じ得る損失の減少を目的として、カバー取引を行う場合があります。なお、当社の主要なカバー取引は、以下のうち複数と行います。

・B2C2 Overseas limited （ Cryptocurrency liquidity providers ）（監

督当局KY:CIMA(Cayman Islands Money Authority))
・B2C2 OTC Ltd (Cryptocurrency liquidity providers) (監督当局 UK:Financial Conduct Authority)
・Coinbase,Inc (Cryptocurrency exchange) (監督当局NY:Department of Financial Services)
・Cumberland International Trading Ltd. (Cryptocurrency liquidity providers) (監督当局 British Virgin Islands Financial Services Commission)
・Stratos Markets Limited(Financial instruments business) (監督当局 UK:Financial Conduct Authority)
・LMAX Broker Limited(Broker) (監督当局 UK:Financial Conduct Authority)
・LMAX digital Broker Limited(Cryptocurrency exchange) (監督当局 UK:the Gibraltar Financial Services Commission)
・LMAX New Zealand Limited(Broker) (監督当局NZ:Financial Market Authority)
・Payward,inc(Cryptocurrency exchange)
・Hidden Road Partners CIV (BVI) Ltd (Prime brokerage, clearing and financing) (監督当局：British Virgin Islands Financial Services Commission)
・株式会社デジタルアセットマーケッツ（暗号資産交換業）（監督当局：金融庁）
・オーケーコイン・ジャパン株式会社（暗号資産交換業者）（監督当局: 金融庁）

（５）当社は、販売所サービスの提供に当たり、お客様から金銭及び暗号資産の預託を受け、これを管理します（その管理の方法は、本説明書「お客様の資産の分別管理の方法」の項に記載のとおりです。）。
（６）販売所サービスにおける取引は、あらかじめお客様が当社に預託した金銭又は暗号資産の範囲内で行われ、お客様が預託した額を上回る損失が生ずることはありません。

２．暗号資産の特性及び概要
（１）暗号資産は、物品の売買又は役務・サービスの提供を受ける場合において、その代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
（２）当社が取り扱う各暗号資産の特性及び概要については、当社が別途公表する当該暗号資産の概要説明書の内容をご確認ください。また、各暗号資産の用途・発行及び流通の状況・発行可能な数量に上限がある場合はその上限その他の参考となる事項についても概要説明書の内容をご確認ください。
（３）取り扱う暗号資産の概要
販売所サービスにおいて当社が取り扱う暗号資産は、次のとおりです。
・ビットコイン（Bitcoin）

・イーサリアム（Ethereum）
・ビットコインキャッシュ（Bitcoin Cash）
・ライトコイン（Litecoin）
・エックスアールピー（XRP）
・ステラルーメン（Stellar Lumens）
・ポルカドット（Polkadot）
・コスモス（Cosmos）
・カルダノ（Cardano）
・チェーンリンク（Chainlink）
・ドージコイン（Dogecoin）
・ソラナ（Solana）
・アバランチ（AVAX）
・スイ（SUI）
・ジパングコイン（ZPG）
・ジパングコインシルバー（ZPGAG）
・ジパングコインプラチナ（ZPGPT）

３．暗号資産及び本サービスに起因するリスク

（１）当社が取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されているわけではないため、相場の変動によってその価値が減少し、損失が生ずるおそれがあります。

（２）暗号資産の移転の仕組みの破たんその他の理由により、当該暗号資産が無価値となるおそれがあります。

（３）暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報（秘密鍵等）を喪失したときは、当該暗号資産を他者に移転することができなくなり、その価値が失われるおそれがあります。また、当該情報が他者に知られた場合には、利用者の意思に関わらず当該暗号資産が移転されるおそれがあります。

（４）暗号資産は、電子機器その他の物に電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものです。したがって、サイバー攻撃により暗号資産が消失し、又はその価値が減少するおそれがあります。過去には、ハッキングにより外国の取引所から約１２万ＢＴＣのビットコインが流出した事例があります。また、災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により、お客様が意図した取引が成立せず、お客様が予期せぬ損害を被るリスクがあります。

（５）ビットコイン等のブロックチェーン技術を利用した暗号資産は、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引の確定までに時間を要することがあり、また、取引が遡って無効になるリスクがあります。

（６）ハードフォーク（暗号資産の仕様変更のうち、前後で互換性がないものをいいます。）により暗号資産が２つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合には、大幅に価値が下落し、又は取引が遡って無効になるリスクがあります。

（７）悪意ある者が全てのマイナー（暗号資産の取引を認証する者をいいます。）の計算能力の５１％以上を有した場合には、不正な取引が意図的に配信されるリスクがあります。
（８）市場における注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、お客様が意図した取引が成立しないリスクがあります。
（９）システム上生じる発注と約定との時間差等を原因として、スリッページ（お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格との相違をいいます。）が発生する結果、お客様に不利な約定価格で取引が成立するリスクがあります。
（１０）システムメンテナンス等の実施中は、お客様からの注文を受け付けられない場合があります。
（１１）将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、暗号資産の取引、利用若しくは保有の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。また、国又は地域ごとの規制の相違により、暗号資産の取引、利用又は保有が制限される場合があります。

４．当社その他の者の業務又は財産の状況の変化に伴うリスク
（１）当社は、お客様から預かった法定通貨を信託会社等に信託する方法により分別管理し、また、お客様から預かった暗号資産（以下「受託暗号資産」といいます。）を当社の固有財産と分別管理しており、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）上、当該受託暗号資産に対してはお客様が優先弁済権を有しているものの、受託暗号資産がハッキングその他の理由によりお客様の資産の全部又は一部が外部に流出した場合などには、当社破綻時において、お客様の資産の全部又は一部がお客様に返還されない可能性があります。
（２）暗号資産に表示される権利に係る債務者が破綻した場合には、当該権利が棄損するリスクがあります。
（３）暗号資産の発行者や管理者等が破綻した場合には、暗号資産が消失し、又は暗号資産の価値が減少するリスクがあります。

５．お客様の資産の分別管理の方法
当社は、資金決済法及び金融商品取引法に基づき、お客様の財産を保護するため、お客様が預託した金銭・暗号資産を分別管理する義務を負っております。当社は、かかる分別管理業務に必要な設備を設け、当該設備を運用するために十分な人員を確保の上、以下の方法により、お客様の資産を、当社自らの財産と分別管理しております。
（１）金銭
当社は、お客様の金銭を、日証金信託銀行（東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番４号）に信託する方法により自己の金銭と分別して管理しています。
（２）暗号資産
【ETH 以外について】
当社は、自らお客様の暗号資産を管理していますが、受託暗号資産と自己の固有財産である暗号資産とを明確に区分し、かつ、受託暗号資産については、どのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で分別管理しています。

また、当社では、受託暗号資産を、常時インターネットから隔離された「コールドウォレット」にて保管しております。さらに、コールドウォレットからホットウォレットに受託暗号資産を移動する際には複数部署の承認が必要な体制となっているため、複数名によって厳重に監視された状態でのみ、コールドウォレットからの受託暗号資産の移動が可能となっております。

受託暗号資産の移転の際に複数の秘密鍵を必要とする「マルチシグ（マルチシグネチャ）」についても、当社のセキュリティ基準を満たす各暗号資産に導入しており、秘密鍵をセキュリティ構成の異なる複数の場所に保管することで、流出リスクの低減を図っております。また、受託暗号資産の移転の運用方法については、社内規程に基準を設けており、意図しない移転が生じないよう厳格な社内管理体制を敷いております。

【ETH について】

当社は、お客様の暗号資産の管理を、株式会社 Crypto Garage（東京都渋谷区恵比寿西 2-19-9、以下「Crypto Garage 社」といいます。）に委託しております。Crypto Garage 社は、当社のお客様の暗号資産とそれ以外の暗号資産を明確に区分して管理しており、かつ、当社がどのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理しております。また、Crypto Garage 社は、当社のお客様の暗号資産の全部を、同社が保有する暗号資産と区別して、コールドウォレットにより明確に区分し、保管しております。

なお、当社は、お客様の暗号資産の保全に関して、自己で管理する場合と同等のお客様の保護が確保されていると合理的に認められる方法で、Crypto Garage 社に暗号資産の管理を委託するとともに、Crypto Garage 社が適正かつ確実に業務を遂行しているか等について、必要かつ適切な監督を行っております。

６．債務の履行に関する方針

当社は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第２３条第３項に基づいて、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、資金決済に関する法律第６３条の１１第２項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客様の暗号資産で当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針を以下のとおり定めます。

（１）債務履行の方法

暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由により分別管理しているお客様の暗号資産をもって、当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合、当社は、当該不足する暗号資産と同種・同量の暗号資産を調達して、お客様に付与・返還します。

但し、同種・同量の暗号資産の調達が難しいと当社が判断した場合には、暗号資産の付与に代えて、又は暗号資産の付与とともに金銭によりお客様に当該不足額相当額をお支払いすることがあります。

（２）債務履行の時期

当社は、当社が暗号資産の漏えいした場合、速やかに、上記（１）に従って債務を履行します。

（３）債務の履行の方法が金銭による場合には、弁済額の算定の基準日及び方法

上記（１）但し書きにしたがい、暗号資産の付与に代えて、又は暗号資産の付与とともに金銭によりお客様に当該不足額相当額をお支払いする場合は、当社が漏えいを検知した日の前営業日クローズ時点（午前 6:00 時点）における、当社販売所サービスにおける売却価格（円）により不足額を日本円に換算し、速やかにお客さまの取引口座に日本円を入金する方法でお支払いします。

７．セキュリティに関する事項

当社は、お客様の取引口座の不正な利用を防止し、セキュリティを確保するため、２段階認証を導入しています。２段階認証とは、ログイン時及び出金・暗号資産の送付等の重要なお取引時において、ＩＤ及びパスワードの入力（第１の認証）に加えて、お客様のスマートフォンの認証アプリケーション又はＳＭＳ等により発行されるワンタイムパスワード（一定時間のみ有効な確認コードをいいます。第２の認証）の入力を求めることにより、お客様ご本人による操作であることを確認する仕組みです。これにより、ＩＤ及びパスワードが第三者に知られた場合であっても、お客様になりすました不正な取引等のリスクの低減を図っております。

また、当社は、より安全なログイン方法として、パスキーを導入しています。パスキーとは、ＦＩＤＯ（ファイド）と呼ばれる国際的な認証規格に基づくパスワードを用いない認証方法であり、お客様の端末のロック解除方法（指紋認証・顔認証・暗証番号（ＰＩＮ）等）を利用してお客様ご本人であることを確認するものです。パスキーを設定された場合、ログイン時にメールアドレス及びパスワードの入力が不要となり、フィッシング等による不正なログインの対策に有効です。なお、パスキーの設定後も、お客様の選択により、ご登録のメールアドレス及びパスワードによるログインを利用することができます。

８．相場急変時等における取引価格の提示の停止及び再開等について

次のような場合には、当社は、暗号資産の取引価格の提示を停止することがあります。

・当社の暗号資産の取引先（カバー取引先）の全てが取引価格を提示しなくなったとき。
・当社の暗号資産の取引先が提示する取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
・市場における暗号資産取引量の低下等により、適正な取引価格の生成ができないと当社が判断したとき。
・その他当社が取引価格の提示の停止が必要と判断したとき。

当社は、上記の事情が解消され、当社の暗号資産の取引先が市場実勢を反映した取引価格を提示していると判断した場合には、取引価格の提示を再開します。取引価格の提示を停止している間は、当社は、注文の受付及び執行の全部又は一部を停止することがあり、停止前にお客様から受け付けた注文は、取引価格の提示を再開した時点の取引価格を基準として約定することがあります。

また、お客様が当社の指定する方法以外の方法により注文を行った場合や、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤り若しくは不正な手段等

によって取引が成立したと当社が判断した場合には、当社は、販売所サービス約款の定めるところにより、お客様の注文を執行せず、又は既に成立した取引を取り消すことがあります。

なお、販売所サービスと同一又は類似するサービスを取り扱う事業者によっては、取引価格の提示の停止及び再開の時期や条件が、当社と異なる場合があります。また、相場急変時等においては、同時期に約定した取引であっても、事業者によって約定価格が大きく異なる場合があります。

９．取引単位

取引単位（最小注文数量・最小注文単位）は、下表の通りです。

銘柄	最小注文数量	最小注文単位
ビットコイン	0.000001 BTC	0.00000001 BTC
イーサリアム	0.0001 ETH	0.00000001 ETH
ビットコインキャッシュ	0.001 BCH	0.00000001 BCH
ライトコイン	0.005 LTC	0.00000001 LTC
エックスアールピー	0.1 XRP	0.000001 XRP
ステラルーメン	3 XLM	0.0000001 XLM
ポルカドット	0.05 DOT	0.00000001 DOT
コスモス	0.05 ATOM	0.000001 ATOM
カルダノ	1 ADA	0.000001 ADA
チェーンリンク	0.1 LINK	0.00000001 LINK
ドージコイン	1 DOGE	0.00000001 DOGE
ソラナ	0.005 SOL	0.000000001 SOL
アバランチ	0.01 AVAX	0.00000001 AVAX
スイ	0.1 SUI	0.000000001 SUI
ジパングコイン	0.001 ZPG	0.00000001 ZPG
ジパングコインシルバー	0.1 ZPGAG	0.00000001 ZPGAG
ジパングコインプラチナ	0.001 ZPGPT	0.00000001 ZPGPT

１０．上限数量

最大注文数量は、下表の通りです。

銘柄	最大注文数量
ビットコイン	5 BTC
イーサリアム	100 ETH

ビットコインキャッシュ	100 BCH
ライトコイン	500 LTC
エックスアールピー	100,000 XRP
ステラルーメン	50,000 XLM
ポルカドット	5,000 DOT
コスモス	2,000 ATOM
カルダノ	50,000 ADA
チェーンリンク	2,000 LINK
ドージコイン	200,000 DOGE
ソラナ	500 SOL
アバランチ	300 AVAX
スイ	5,000 SUI
ジパングコイン	10 ZPG
ジパングコインシルバー	1,000 ZPGAG
ジパングコインプラチナ	10 ZPGPT

１１．取引の成立等の報告

注文をした販売所サービスにおける取引が成立したときは、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。また、当社は、取引状況をご確認いただくため、当社所定の報告対象期間ごとに、当社の商号及び登録番号ほか、お客様から受領した金銭の額又は暗号資産の数量、受領年月日、成立した都度の取引の内容、お客様の報告対象期間において報告対象期間の末日における金銭の額又は暗号資産の数量等を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

これらの報告書は、当社所定の期間が経過するまで、取引画面上においてファイルをお客様の閲覧に供する方法により交付されます。

これらの報告書の内容は、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

１２．ステーキング

当社は、特定の暗号資産を対象として、ステーキングを実施しています。ステーキングとは、ブロックチェーンの安定的な運営に貢献すること（ビットコイン（BTC）におけるマイニングに相当するプロセスをいいます。）の対価として報酬を受け取ることができる仕組みであり、お客様は、対象銘柄を取引口座にて保有していただくことにより、ステーキング報酬を受け取ることができます。

当社は、当社が受領するステーキング報酬を、お客様の平均保有数量に応じて按分し、ステーキング手数料（詳細は本説明書「手数料一覧」をご参照ください。）を差し引いた額を、お客様に付与いたします。

対象銘柄は、当社が任意に決定します。最新の対象銘柄及び各対象銘柄の見込み報酬額（年率）については、当社ホームページをご参照ください。

本サービスのご利用に当たり、お客様によるお申込みは不要であり、取引口座にて対象銘柄を保有する全てのお客様が対象となります。ただし、会員ページにおいてステーキング報酬を受け取らない旨の設定をされている場合等は、報酬付与の対象外となります。

取扱い中の対象銘柄及びステーキングサービスは、当社の判断により停止又は終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

ステーキングに係る条件等の詳細は、以下のとおりです。

対象銘柄	イーサリアム（ETH）、ポルカドット（DOT）、コスモス（ATOM）、カルダノ（ADA）、ソラナ（SOL）（対象銘柄は当社が任意に決定し、変更されることがあります。）
報酬付与対象者	取引口座にて対象銘柄を保有する全てのお客様（会員ページにおいてステーキング報酬を受け取らない旨の設定をされている場合等を除きます。）
報酬額算定対象期間	各月において当社が定める判定期間（判定期間中の対象銘柄の平均保有数量に基づき算定します。判定期間中に預入れ又は送付の手続が完了していない数量は、算定の対象に含まれない場合があります。）
報酬付与方法	当社が受領したステーキング報酬を、お客様の平均保有数量に応じて按分し、ステーキング手数料を差し引いた額を、お客様の取引口座に付与します。
報酬付与日	原則として毎月（初回の付与は、お客様の保有のタイミングにより、最短で翌月以降となります。）
報酬の単位	各対象銘柄につき当社が定める最小単位とし、当該最小単位に満たない場合は付与されません。
申込	不要

１３．手数料一覧

取引手数料	無料　（ただし、買値と売値の差（スプレッド）が実質的な手数料に相当します。詳細は本説明書「販売所サービスの内容」の項をご参照ください。）
入金手数料	無料 （振込手数料は、別途お客様のご負担となります。）
出金手数料	２０００万円以下　無料 ２０００万円超　　４００円
暗号資産 受入手数料	無料 （マイナーに支払う報酬は、別途お客様のご負担となります。）
暗号資産	無料

払出手数料	
ステーキング手数料	ステーキング報酬の２８％

１４．誤入庫等の回復措置

お客様の暗号資産の誤入庫等（誤った送付その他の事由により、お客様の意図しない態様で当社に暗号資産が入庫された場合等をいいます。）について、お客様から当該誤入庫等の取消し又は回復（以下「回復措置」といいます。）のご依頼があった場合、当社は、回復措置の可否について調査を行います。

調査の結果、回復措置（お客様の取引口座への反映又は当該暗号資産の返送をいいます。）が可能であると当社が判断した場合、当社は、回復措置手数料の額をお客様にお伝えし、回復措置の実施についてお客様の同意をいただいた上で、回復措置を実施いたします。

回復措置手数料は、誤入庫等の態様に応じ、次のとおりとします。

① 当社が取り扱う銘柄について、お客様の取引口座へ反映する場合　１件ごとに、誤入庫等に係る暗号資産の数量の１０％に相当する数量（３万円相当の暗号資産の数量を上限とします。）

② 当社が取り扱わない銘柄又は当社が対応していないチェーンに係る誤入庫等のため、当該暗号資産を返送する場合　１件ごとに、誤入庫等に係る暗号資産の金額の２０％に相当する日本円（５万円を下限とします。）。ただし、複数の銘柄を誤入庫等した場合は、３銘柄以下のときは最も高い銘柄の金額、４銘柄以上のときは全ての銘柄の合計金額を基準とします。

③ 預入れが取り消され、お客様の取引口座へ反映することができないと当社が判断した場合　銘柄ごとに、３万円

上記の手数料の算出に用いる時価は、上記①の場合は反映予定日の前営業日における当社販売所サービスのクローズレート（当社販売所サービスで取り扱いのない銘柄については取引所（現物）サービスのクローズレート）を、上記②の場合はお客様からの調査依頼後に当社が定める時点における時価を、それぞれ参照します。上記①の回復措置手数料は、お客様の取引口座へ反映する際に、誤入庫等に係る暗号資産の数量から徴収します。

なお、調査の結果、お客様の取引口座へ反映することができない場合又は当該暗号資産を返送することができない場合には、回復措置手数料は発生しません。また、返送が完了した後に、送付先の暗号資産アドレスにおいて受入れができなかった場合であっても、お支払いいただいた手数料の返還はいたしかねます。

１５．当社の概要

商号：ＧＭＯコイン株式会社

本店所在地：〒１５０－００４３　東京都渋谷区道玄坂一丁目２番３号

設立年月日：平成２８年１０月１１日

電話番号：０５０－３２０５－０８０８

※お電話でのお問い合わせは受け付けておりません。お問い合わせの際は、お問い合わせフォーム、またはチャットをご利用ください。

事業内容：
（１）暗号資産交換業
　暗号資産交換業者（登録番号：関東財務局長　第００００６号）
（２）暗号資産店頭デリバティブ取引業（第一種金融商品取引業）
　金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第３１８８号）
（３）金融附帯業

１６．お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
当社は、次の窓口において、お客様の苦情又は相談を受け付けています。

ＧＭＯコイン株式会社「お客様相談窓口」 所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目２番３号 対応時間：平日９時～１８時（臨時メンテナンス時間を除きます。） 受付方法：お問い合わせフォーム、チャット（いずれも当社ホームページ（https://support.coin.z.com/hc/ja/requests/new）又は当社アプリよりご利用いただけます。）

１７．当社の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
（１）暗号資産交換業
　当社は、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、お客様相談窓口を運用する業務部を設置し、適宜、業務部が他部署と連携することができる体制を整備するとともに、社内規則として「苦情処理規程」を整備しています。
　また、当社に関する苦情は、以下の窓口にお申し出いただくこともできます。

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会「苦情相談・お問い合わせ」 所在地：東京都千代田区一番町１８番地 連絡先：０３−３２２２−１０６１

　また、お客様と当社の間で生じた紛争については、以下の弁護士会の紛争解決手続を利用することができます。

東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」 所在地：東京都千代田区霞が関１丁目１番３号 連絡先：０３−３５８１−００３１ 第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」 所在地：東京都千代田区霞が関１丁目１番３号 連絡先：０３−３５９５−８５８８ 第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」 所在地：東京都千代田区霞が関１丁目１番３号 連絡先：０３−３５８１−２２４９

（２）暗号資産関連店頭デリバティブ取引業（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」は、公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）を利用することができます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
住 所： 〒１０３-００２５ 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 第二証券会館
電話番号：０１２０-６４５-００５
受付時間： 月曜日～金曜日 ９時００分～１７時００分（祝日を除く）

１８．クーリング・オフ

本サービスの性格上、お客様は、注文執行後において契約を解除（クーリング・オフ）することはできません。

１９.租税の概要

（個人のお客様の場合）

暗号資産の売買等による所得ついては、雑所得として総合課税の対象となり、確定申告をする必要があります。詳しくは税理士等の専門家にお問合せください。

（法人のお客様の場合）

活発な市場が存在する暗号資産については、時価評価により評価損益を計上する必要があります。詳しくは税理士等の専門家にお問合せください。

２０.外為法の適用について

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）の規定に基づき、日本と外国、又は、日本居住者と非居住者との間で、暗号資産を日本円に換算して３０００万円相当額を超える支払い又は支払いの受領をした場合には、財務大臣への報告が必要となります。報告義務を怠ったり、虚偽の報告をした場合は、刑事罰を受ける可能性もあるので、ご注意ください。

２１.加入している認定資金決済事業者協会及び認定金融商品取引業協会

一般社団法人　日本暗号資産等取引業協会

一般社団法人　金融先物取引業協会

以上